hirosaki
「話題」と「笑顔」を届ける総合情報誌　広報ひろさき
2015 10/15 No.232 お知らせ版

10月15日から開設

空き家・空き地バンク

■問い合わせ先
建築指導課（☎40・7053）

弘前市空き家・空き地バンクホームページ http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiya-bank/

弘前市空き家・空き地バンク協議会では、市内の空き家や空き地を売りたい･空き家を貸したいという「所有者」と、買いたい借りたいという「移住・定住希望者や利活用希望者」との橋渡しを行う空き家・空き地バンクを10月15日から開設します。

【売りたい・貸したい人】は、申込書に必要書類を添えてお申し込みください。協議会の宅建業者が所有者立会いのもと物件調査を行います。その後、登録した物件についてはホームページで公開します。

【買いたい・借りたい人】は、利用登録後、ホームページで公開している物件見学の申し込みをしてください。物件見学後、物件担当者（宅建業者）の仲介により、交渉・契約を行います。

※ホームページは利用登録前でも自由に閲覧できます。

▽登録できる物件

①市内に所在する空き家・空き地であること
②建築物および土地の所有者すべての承諾が得られている物件
③所有権以外の権利者の承諾が得られている物件（抵当権等が設定されていても、登録は可）
④空き家の場合、一戸建ての住宅（併用住宅を含む）で居住の用に供することができると認められる物件
⑤空き地の場合は、建築物の建築に充分な面積を有し、建築物の建っていないまたは利用されていない農地以外の土地

▽物件を登録できる人

①バンク登録できる物件を所有する個人
②登録された物件を売買契約または賃貸借契約が成立し、登録物件を引き渡すまで適正に管理できる人
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団関係者でない人

▽利用者として登録できる人

①空き家・空き地の購入または賃借を希望する個人
②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団関係者でない人

空き家・空き地の利活用事業費補助金制度

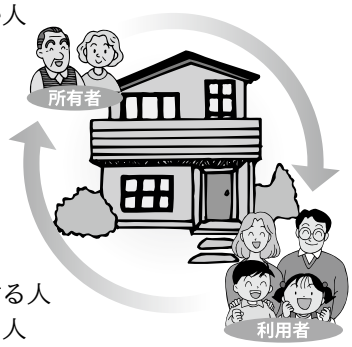

空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き家・空き地の購入、賃借、空き家の解体、動産の処分に対して補助金を交付します。

▽補助対象物件　弘前市空き家・空き地バンクに登録された住宅（併用住宅を含む）である空き家（敷地を含む）または住宅の建築が可能な空き地

▽補助対象者

①市内在住者で、空き地を購入し、その土地に住宅を新築する人
②市内在住者で、空き家（敷地を含む）を購入する人
③移住者で、空き地を購入し、その土地に住宅を新築する人
④移住者で、空き家（敷地を含む）を購入する人
⑤移住者で、空き家を賃借する人
⑥所有する空き家を解体する人
⑦所有する空き家にある動産（家財）を処分する人

※移住者とは、補助金を申請する時点で、1年以上弘前市以外の市区町村に住民登録をしていた人で、弘前市に移住しようとする人をいいます。

▽交付申請受付　10月15日から、平成27年度予算の範囲内で受け付けます（先着順）。

※交付の条件などについて、詳しくはお問い合せください。

補助対象者	補助対象経費	補助金額	備考
空き地を購入し新築する人	空き地の購入費用	補助率２分の１（限度額＝30万円）	子育て世帯は限度額10万円、移住者は限度額５万円を上乗せ
空き家を購入する人	空き家（敷地を含む）の購入費用	補助率２分の１（限度額＝20万円）	
空き家を賃借する市外からの移住者	３年間分の賃借料	補助率２分の１（限度額＝25万円）	子育て世帯は限度額10万円を上乗せ
空き家所有者	解体費用	補助率２分の１（限度額＝50万円）	空き家・空き地バンク制度により、売買契約または賃貸借契約が成立する見込みとなった物件が対象
	動産（家財）処分費用	補助率２分の１（限度額＝５万円）	